

## ユニフォーム規程 新旧対照表 (案)

現 行	改 定 (案)	備 考
<p>第7条 〔広告の掲示(2)－広告の様式〕</p> <p>(3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm<sup>2</sup>以下</p> <p>② シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm<sup>2</sup>以下</p> <p>③ シャツ背面裾： 裾に150cm<sup>2</sup>以下(選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm<sup>2</sup>以下)</p> <p>④ シャツ左袖： 50cm<sup>2</sup>以下</p> <p>⑤ ショーツ前面左： 80cm<sup>2</sup>以下</p> <div data-bbox="107 853 936 1209"> <p>図3&lt;広告の掲示(場所及びサイズ)&gt; (本規程 第7条)</p> <p>※広告の掲示は上記の五ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。</p> </div>	<p>第7条 〔広告の掲示(2)－広告の様式〕</p> <p>(3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。</p> <p>① シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に300cm<sup>2</sup>以下</p> <p>② <u>シャツ前面鎖骨(右)： 50cm<sup>2</sup>以下</u></p> <p>③ <u>シャツ前面鎖骨(左)： 50cm<sup>2</sup>以下</u></p> <p>④ シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に200cm<sup>2</sup>以下</p> <p>⑤ シャツ背面裾： 裾に150cm<sup>2</sup>以下(選手番号最下部からシャツ裾までの長さを二等分し、その下部に150cm<sup>2</sup>以下)</p> <p>⑥ シャツ左袖： 50cm<sup>2</sup>以下</p> <p>⑦ ショーツ前面左： 80cm<sup>2</sup>以下</p> <p>⑧ <u>ショーツ背面： 左右いずれかに80cm<sup>2</sup>以下</u></p> <div data-bbox="990 853 1818 1216"> <p>図3&lt;広告の掲示(場所及びサイズ)&gt; (本規程 第7条)</p> <p>※広告の掲示は上記の八ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。</p> </div> <p>[改 正]</p> <p><u>2022年 1月20日</u></p>	<p>広告掲示可能箇所の追加 同上</p> <p>同上</p>